

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 定刻となりましたので、ただいまより第3回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で御発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況について御報告いたします。

本日御出席いただいているのは、遠藤委員、谷本委員、内藤委員、芳賀委員長、藤田委員、藤原委員、増田委員、松野委員、宮崎委員の9名です。大森委員は遅れる旨、連絡をいただいております。また、増田委員におかれましてはオンラインで御出席いただいております。

委員総数10名中9名の委員の御出席をいただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを御報告します。

また、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、今回の審議の議題1「関係団体からの意見聴取②」に関する参考人としまして、国際理容美容専門学校の和田理事長、工藤校長、岩手理容美容専門学校の柴入理事長、勝又校長の4名に御出席いただいております。

なお、事務局の出席状況ですが、大坪局長が公務のため、途中からの出席とさせていただきます。

それでは、この後の進行につきましては芳賀委員長にお願いしたいと思います。

○芳賀委員長 皆様、こんにちは。年末のお忙しいときにお集まりいただき、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、初めに事務局より資料の確認をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に議事次第、委員名簿、座席表の3つがございまして、議事次第に記載しております資料1から資料5、加えて参考資料1から参考資料6を配付しております。過不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

資料はおそろいでしょうか。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

議題1は、「関係団体からの意見聴取②」です。意見聴取の流れですが、まず事務局より関係団体からの意見聴取の趣旨、概要や第2回委員会までの主な論点（案）の整理等について御説明いただいた上で、委員からの質疑の時間を設けたいと思います。

その後で、本日参考人として御出席いただいています国際理容美容専門学校の工藤参考人、それから岩手理容美容専門学校の柴入参考人からそれぞれ15分程度で続けて資料の御説明をしていただきたいと思います。その後で、御説明いただいた内容に関して、再度まとめて委員から質疑をさせていただくといった流れで進めていきたいと思います。

それでは、まず事務局より資料1から資料3までの御説明をお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長補佐 それでは、事務局から資料に沿って御説明させていただきます。お手元に配付しております資料1を御覧ください。こちらは、第2回専門委員会の主な論点案の整理等についてでございます。

1 ページ目を御覧ください。

第2回専門委員会で、事務局において「検討に当たっての主な論点（案）」の資料を御用意させていただき、委員の皆様にご議論いただく中で出た主な御意見について、2ページ目から4ページ目に論点ごとに御意見をまとめてございます。第2回の参考人ヒアリング時の質疑応答の際に出た御意見については、そのことが分かるように注釈をつけてございます。

また、5ページ目以降には、主な論点（案）の項目に関連する参考資料をまとめてございますので、本日御議論いただく中で適宜御参照いただきたいと思います。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2をお手元に御用意ください。こちらは、「理容業・美容業に関する関連データ」でございます。

1 ページ目を御覧ください。

新規短大等卒就職者の産業別離職状況について、就職後1年目から3年目までの離職状況を厚生労働省における調査から引用したものでございます。第1回専門委員会において事務局から提示した資料で、表の下に令和3年3月卒の離職率を今回追加してございます。短大等を卒業した就職者のうち、生活関連サービス業、娯楽業について、就職3年目までの離職率が調査産業計と比較して高く、過去の離職率とおおむね同様の傾向となっております。

なお、この離職者数については別の業界に転職した方のほか、理容・美容業界で別のお店に転職した方も含まれていることに御留意いただきたいと思います。

続いて2ページ目でございます。

第2回専門員会で谷本理事長から御紹介いただきました、日本理容美容教育センターが令和6年8月に社員校に対して行った養成施設卒業者の離職状況の調査結果でございます。資料の左側の表が卒業1年経過後の離職状況、右側が卒業3年経過後の離職状況でございます。

ます。

社員校において理容所・美容所への就職後の状況を把握している卒業者のうち、1年以内に当該理容所・美容所を退職した者は19.7%、3年以内に当該理容所・美容所を退職した者は40.9%でございます。このうち、他の理容所・美容所へ転職した卒業者を除くと、卒業1年経過後の離職状況は10.4%、卒業3年経過後の離職状況は21.9%となっております。

3 ページ目を御覧ください。

こちらは、リクルート社が行った美容師の離職率等の調査結果の概要でございます。資料の左側は、美容師の方の初職の就業期間でございます。横棒グラフの赤枠囲いの部分について、3年未満の離職率は36.7%となっております。

また、資料右側の円グラフは初職が美容師の方の転職先の割合となっております。美容師が55.4%、美容関連以外の職業が27.9%、美容関連の職業が10.4%と続く結果となっております。

また、その下の横棒グラフでございますが、初職を辞めた理由として「給与に対して不満があったから」が27.8%、「結婚・妊娠・出産のため」が18.8%、「拘束時間に関して不満があるから」が15.6%と続く結果となっております。

なお、この調査の対象者につきましては先ほど御説明した調査と異なり、短大等を卒業して就業した方といった若年層だけでなく、様々な世代の方を対象としておりまして、その方の初職の離職時の状況を尋ねる調査であることに留意いただきたいと思います。

次に、4 ページ目でございます。

「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）による有効求人倍率の推移」でございます。

ハローワークにおける求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、毎月公表しているものでございます。今回、令和元年12月から令和6年10月までの有効求人倍率を標準職業分類の全体計と、中分類の生活衛生サービス職業従事者で比較したものでございます。生活衛生サービス職業従事者には理容師、美容師、美容サービス従事者、浴場従事者等が含まれております。令和6年10月の有効求人倍率は全体の1.25倍と比べて3.22倍と高い傾向にあることが分かる内容となっております。

次に5 ページ目を御覧ください。

「国勢調査による理容業・美容業の従事者数の推移」でございます。

資料の左側が理容師、右側が美容師で、それぞれの従業者数の年齢階級別の従業者数を平成22年と令和2年で比較したグラフとなっております。15歳から34歳までの年齢層を赤枠囲いとしております。理容師は約62%減少、美容師は約18%減少していることが分かる内容となっております。

最後に6 ページ目を御覧ください。

こちらは、男女別の「18歳人口の将来推計」でございます。

18歳人口の推移を見ると、2020年には約112万人であったものが、2035年には約96万人で

約16万人減少となっております。さらに2040年には約82万人で約30万人減少となることが予想されております。こうした若者の人口減少の中で、各業界において人材確保が大きな課題となっており、理容業・美容業の業界においてもどのように人材を確保、定着させていくかといったことを考える上での参考データでございます。

以上が、資料2の御説明でございます。

続きまして、資料3についてお手元に御用意ください。「理容師美容師養成施設のヒアリングについて」でございます。

1 ページ目を御覧ください。

本日、この後、都市部と地方で設置、運営している国際理容美容専門学校と岩手理容美容専門学校から意見聴取させていただくに当たり、事務局のほうであらかじめ学校の概要や沿革、特徴といったことに加えて、資料の表中にある各項目、内容についても御説明いただくよう、各養成施設に対して御依頼しております。

各項目の内容でございますけれども、1つ目が平成29年制度改正の実施状況を踏まえた課題としまして、修得者課程の創設や必修座学課目の内容等の見直しについて現在までの実施状況を踏まえて課題と感ずることはあるかといったことや、または実習の時間数が増えたことについてどう考えるかといったこと。

2つ目としまして、必修課目と選択課目の履修内容について、履修内容を見直す点や新たに例示すべき点はあるかといったこと。

3つ目としまして、座学と実習の連携として、2年制のカリキュラムの中で一体的な理解の促進の観点から「座学（特に技術理論）」と「理容実習・美容実習」の相互の連携に当たってどのような配慮しているかといったこと。

また、4つ目は、学習状況等に応じた実習の段階的な進め方として「養成施設内での実習（モデルウィッグ⇒生徒同士）」、または理容所・美容所での実務実習について生徒の座学の学習状況や技術の習得状況に応じて、それぞれどのような配慮を行っているかといったこと。

5つ目として、選択課目の全体デザインはどのような点を重視してデザインをしているかといったこと。一般教養課目、専門課目、または専門課目の中のエステ、ネイル等の関連サービス、校外の体験機会などについてお聞きしているところでございます。

また、その中で実際の生徒の選択はどのような傾向にあるかといったことを聞いてございます。

続きまして、2ページ目には「実務実習の役割の位置付けと意義」ということで、実務実習につきましては注釈の1でございますけれども、必修課目の中で一定の要件の下で年間60時間を超えない範囲で理容所・美容所で行う実習のことでございますが、この実務実習の役割をどのように位置づけているか、またはどのような意義を感じているかといったことのほか、実務実習の（1）から（4）の項目では、それぞれ実務実習を何時間確保しているか、どのような内容を行わせているかといったこと。実習を行うに当たって実施計

画の策定、自己評価についてどのような運用をしているか、運用面で課題に感じる点はあるかといったこと。受入れサロンの確保についてどのように取り組んでいるか。また、年間の上限設定である60時間について課題に感じていることはあるか。現行よりも実務実習を活用したいと考えているかといったことを聞いてございます。

その下の「校外実習」につきまして、下の注釈の2つ目に記載がございますけれども、こちらは選択課目（専門教育）の中で教科課目の区分ごとに単位数、または授業時間数の5分の1を超えない範囲で校外で行う実習のことでございますが、この校外実習についてどのように取り組んでいるかといったこと、またこの単位数、授業数の5分の1を超えない範囲で行うことについてどう考えるかということをお聞きしております。

その下の「養成段階と就職後の人材育成の連携・接続」でございますけれども、それぞれサロン等に就職した生徒の就業状況をどの程度把握していますかといったことや、養成段階と就職後におけるサロンとの人材育成の連携・接続についてどのような取組を行っているかといったこと。

それから、次の項目では「少子化の影響」ということで、近年の高卒者数の減少を受けて養成施設の運営に当たって理美容師の担い手の養成にどのような影響が出ているかといったことを聞いてございます。

最後の項目の同時授業に関する特例につきましては、岩手理容美容専門学校において実施をしている内容でございますけれども、こちらの特例の概要について次のページで簡単に御説明をさせていただきます。

「同時授業に関する特例の取扱いについて」でございます。原則として、理容師養成施設と美容師養成施設では各関係法令に基づき、それぞれに必要な施設、教室、教員等を確保した上で別々に授業を行うこととされているところでございます。

平成22年に同時授業に関する特例が創設されまして、受験者数の減少や養成施設の休止・廃止等の社会情勢の変化を踏まえて、設立者が同じである理容師養成施設と美容師養成施設のそれぞれの生徒に対して、両方の施設を兼任する教員が同じ教室で同時に授業を行うことが可能となりました。

また、平成28年5月には理容師養成施設の運営の安定化の観点から、同時授業の実施要件が緩和されております。

青枠囲い内の表を御覧ください。平成22年の制度創設時に、実施要件については前年及び前々年の入所者数がいずれも15人未満の場合であることとされ、教科課目については資料中の5つの座学が同時授業の対象の課目とされました。平成28年の要件緩和により、現在は入所者数の数が前年、または前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ他方の年において20人未満であることとされているところでございます。また、平成30年には教科課目の文化論と運営管理が追加されております。

なお、青枠囲いの下のほうでございますけれども、養成施設の単独校と併設校の別に平成28年から令和6年までの養成施設の推移を掲載しております。

続きまして4ページ目を御覧ください。

「通信課程における面接授業の単位の特例の取扱い」についてでございます。今回ヒアリングいただく養成施設の資料に、通信課程における面接授業の単位の特例に関する記載等もございますので、あらかじめ事務局のほうから概要を御説明いたします。

通信課程における授業は、通信授業と面接授業の併用により実施されているところでございます。このうち、通信課程における面接授業の単位は厚生労働省が定める基準告示で設定しております。資料中の表の左側が通常の課程で、右側が修得者課程となっております。左側の通常課程における表中の上のほうにございます常勤従事者である生徒以外の生徒、いわゆる一般の生徒の履修単位数、時間数については、その下の赤枠囲いの合計欄にありますように、120単位以上(600時間以上)が必要とされているところでございます。

また、その右側に常勤従事者である生徒の単位数、時間数として、こちらは基準告示において、従前、理容所・美容所に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒については、一般の生徒の半分の履修単位である60単位以上(300時間以上)で足りるとする特例が定められております。

その注釈の3つ目を御覧ください。この面接授業の単位の特例の取扱いについては、平成29年の通知において平成39年度(令和9年度)までに一般の生徒と同基準に見直すということが示されているところでございます。

以上が、資料1から3について事務局からの説明となります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、今の資料1から3につきまして、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

私から1ついいですか。初歩的な質問で恐縮なのですが、今、説明していただいた「同時授業に関する特例の取扱いについて」、資料3の3ページなのですが、当初の実施要件は15人未満という人数の制限があったのですが、この人数を制限する理由というのはそもそも何ですか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局の生活衛生課長でございます。

基本的に原則としては理容と美容は別々でというのがある中において、理容の入所者数が極めて減少してくる中で、一定以上の減少が進んでいる場合においては、ということで、このような要件ができたものと承知をしております。

ここで1つ観点として重要なのは、基本的には1クラス40人以下でやっていただくことが前提となっておりますので、両方でやるということになりますと、一方で少数になっている側が15人程度ということがあって、他方の美容のクラスがいらっしゃるということ念頭に置いた上で、全体としてのクラスのことも想定をしていると承知をしているところでございます。

○芳賀委員長 教育効果という観点で少人数クラスが望ましい。教室クラス運営等の観点で望ましいというのと、もう一つは教育機関としてあまり過度な競争がないほうがいい。簡単に言うと、そういう2つでしょうか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 先ほど申し上げましたのは、特に前者の点で申し上げさせていただいたところです。競争云々のところにつきましては、特段コメントはございません。

○芳賀委員長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本でございます。

最初のと時から話がずっと出ていましたけれども、いわゆる離職率という問題で勝手な数字が独り歩きしていましたが、今回、初めてこうして厚労省のほうから私どもの調べた数字を報告していただきまして、これで少しは委員の皆様方にも御理解をいただけたのではないかと思ってお大変ありがたいことだと思います。

ただ、前回、前々回の50%、80%という数字は全くうそではないと思うんです。その人たちのサロンはそうだったかもしれない。その人たちのサロンが本来10%だったら、80%も90%もいるというわけではないから。だから彼らが言っている「学校が悪い、生徒が悪いんだ、試験制度がおかしいんじゃないか。」という理屈で辞めているのではないということをお今回の調査でちゃんと御理解いただけたと思いますので、その点ではありがたいと思っております。

以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。資料の提供についてもありがとうございました。
ほかの委員からはいかがでしょうか。

大森委員、先に増田委員からということでお願いします。

○増田委員 先に申し訳ありません。

今、御発言いただいたことに関連するのですが、データのほうの2ページ目のところの卒業1年経過後の離職状況は10.4%で、3年経過後は21.9%というのは、理美容以外の転職率ということだと思うのですが、これを見る限り、やはり資格者の方はほかのサロンに異動したとしても、その仕事の継続性は高いようにも見えるのですが、そういう理解でよろしいのでしょうかというところをちょっとお伺いしたいです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。
事務局にお願いしてよろしいですか。

では、谷本委員お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本でございます。

そういう理解でいいと思います。そうでなかったら、全然別の職場に行かれると思いますので、継続してやっているということです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

増田委員、よろしゅうございますか。

○増田委員 はい。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、大森委員お願いします。お待たせしました。

○大森委員 まず離職率はデータどおりでそれぞれ違いはあろうと思えますけれども、現実であって、先ほど谷本委員からも話がありましたから、これはそれぞれが抱える問題として教育センターだけの問題ではない。理容師、美容師、それぞれの問題点もあろうし、理容の問題点もあるわけです。美容の問題もありましようから、本来ならば5年に1回くらい開いてもらうものが今回7年間開いてなかった。

今回、局長以下御出席いただいており、このように開いていただくことについては大変意義深いことです。学識経験者の皆様方もこのように参加をいただいて、この業界が少しでも社会の流れに遅れないようにということと言葉をいただくことですから、これは非常にいいことだと思っております。いろいろ議論はありましようけれども、抱える問題を率直にみんなが議論し合うということ意義があると思えます。

先ほどの問題に私のほうから挙手をさせていただきましたのは、同時授業のことでございます。ある学校の問題で、これは長野県でありましたけれども、実は理容のほうの問題でした。

というのは、理容科の生徒が非常に減ってきた。理容の問題として養成校の生徒が非常に減っている。どうしたらいいのかということで、同時授業制度を取り入れてでも救わなければいけないだろう、後継者をつくらなければいけないだろう。そういうことで踏み切ったのです。先ほどのデータを見ましても、少子化、人口減少は、これからますます加速するというデータの発表がありました。

そうなりますと、誠心的を得た同時授業であったという判断を持っております。第2回の会議のときに、ビューティー創生本部が理容師の養成とか美容師の養成をしたいというような話もありました。私はそのとき申し上げたのですけれども、個人的なことではいけない。その後、私のところに相談に来ましたけれども、全国に開きたいというようなことにつきましては、理容師の業界から考えたらありがたいことではある。しかし、永続するかという問題なんです。それが健全に経営できていくのかという問題で、考え直したほうがいいのではないかと申し上げました。

そこで元へ戻りますけれども、今のように少子化が進んでくる中において、この同時授業により既存の学校を守ってほしいんです。

これまで努力して、例えば図書室まで設けてきちんと今日までやってきた。その養成校が今は成り立たないようになってきています。ぜひこの緩和について、人数なんか決める必要はないと思うんです。例えば講堂的なものがあれば、そこで大学のように教えたいのであって、技術的なものは別としても、座学についてはもう人数とかという時代では

私はないと思うんです。

そして、競争の中での後継者づくりを色々な業種が出てまいりますから、ぜひ今回7年ぶりに開く会議においては緩和をして、後継者づくりにお互いが努力していくことにぜひ考えてほしい。ここでそういう決断をしてほしいと思っております。

○芳賀委員長 ありがとうございます。18歳人口の減少という問題は我々大学にとってすごく大きな問題で、今、全国750くらいあるのですけれども、どうなってくるのだろうということも言われていますが、殊、理美容だけに限らず生活衛生業というのは地方とかでもなくてはならない業種だと思いますので、やはり人口減少に伴って地方に例えば理美容の教育拠点がなくなっていくというのはかなり大きな問題になりかねないと思いますので、そういった中長期的な視点で検討する必要もあるということをおもいました。どうもありがとうございました。

○大森委員 お願いいたします。

というのは、具体的に言いますと、九州でも大分県、宮崎県でも理容の養成校がなくなったんです。廃校、廃科があるんです。私は四国ですけれども、香川県が廃校になった。こういう事例がたくさん出てきますから、これ以上はそういうことを起こさないように、やはり教育センターから考えてもそういった養成校を救うということを前提にしなければ、将来が大変心配されますので、強く申し上げておきます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方からいかがですか。

では、藤田委員お願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田です。

少し御教示いただきたいことがございまして、資料3の4ページの「通信課程における面接授業の単位の特例の取扱い」についてなのですが、赤枠で囲まれている時間数ですね。素人目に見ますと、通常課程の常勤従事者である生徒の単位数の緩和ですね。その数字と、修得者課程の数字で、理容美容実習の数字なのですけれども、これがアンバランスなように感じられます。どうしてこういった数字になったのかなというのを私なりに推測したのですが、通常課程においては全体の単位数が120単位以上600時間以上ですが、常勤従事者である生徒に関してはその半分ということにされた。、ほかの課目での削減ありますので、理容美容実習がこの時間数になったのかなと。

一方で、修得者課程の理美容実習に関しては通常課程の普通の学生の90単位の半分ということで45単位以上という数字が出てきたのかなと推測したのですけれども、そういう見方でいいのかどうなのかということなんです。

さらに、これは令和9年度までに一般の生徒と同水準に見直すということで、この緩和というんでしょうか、負担軽減がなくなるという見直しのバックグラウンドとしてはどう

いう事情があったのかというのを少し教えていただければ幸いです。

○芳賀委員長 では、事務局お願いできますでしょうか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局、生活衛生課長でございます。

今ほど藤田委員から御指摘をいただきましたけれども、左側にある通常課程の2つの600時間、300時間の制度というのは、平成10年から2年制になったところですが、平成10年から既に存在していたものでございます。その中で、常勤従事者の方であれば一定程度実務で学んでいらっしゃる点もあることを勘案して、各課目の中で幾つか減免がされて、最終的には半分になっているという状況でございます。

一方で、修得者課程につきましては平成29年にできた新しい制度でございます。基本的には通常課程と修得者課程については、修得者課程のほうを半分にするというのが全体的な思想であったかと思えますけれども、通信課程におきましては、実習のところについて、通常の課程の90単位の半分という構成をされているのが現状になってございます。

先ほど事務局の説明で申し上げました、この特例を廃止するという方針のバックグラウンドということで御指摘をいただいたところですが、まさに平成29年の改正を議論する中で、修得者課程を創設するに当たりまして一番念頭に置いておりますのは、例えば理容の修得者課程でございましたら、もともと美容師の免許を持っていらっしゃるということでございます。

相当程度、この理美容の世界での知識、技術を持っている方を前提にした課程であることを考えますと、先ほどの左側の図におけます常勤従事者の方というのは、まだ免許を取っていらっしゃらない状況でございますので、この方々と比べて修得者課程のほうが多く実習をやってくださいというのは少し整合性が欠ける部分もあるのではないかと。

あるいは、通信に限らずですけれども、通常の養成施設に通われる昼間生という方々がいらっしゃいますが、そのような方々についても全体で2,000時間学んでいただくというのが通常の姿になってございますので、そういった通われる方々との学びの時間の整合性ということを考えてときにも、経緯的なものはあるにせよ、現状のラインアップを考えると、少し減免が多過ぎるのではないかとという考え方に基づいて、これらを踏まえまして、この左側の120単位、600時間に合わせる形に持っていったほうが適当であろうという判断が当時なされたものと承知をしてございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

藤田委員、よろしいですか。

○藤田委員 はい。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ次に進めていきたいと思うのですけれども。

○大森委員 今の点でちょっといいですか。

○芳賀委員長 どうぞ。

○大森委員 先ほど面接授業の600時間を300時間というお話がありました。その当時も私

はありました。理容師同士が一緒になる結婚が難しくなってきたときに、一般の方と御夫婦になられることもあり、理容の通信教育を受けようとしたとき、特例でそういうことをつくってきたと思うんです。

ここで特例を全てのけてしまうというのはちょっと乱暴のように思いますから、特例措置はやはり残していくべきだろうと思いますし、むしろ今こそ必要だと私は思います。

以上であります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。続きましては、関係団体のヒアリングに移りたいと思います。国際理容美容専門学校の工藤参考人から資料4、岩手理容美容専門学校の柴入参考人から資料5について、それぞれ15分程度で御説明をお願いします。

それでは、工藤参考人よろしくをお願いします。

○工藤参考人 国際理容美容専門学校の工藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、当学園理事長の和田と2名で参加をさせていただいておりますので、冒頭の部分に関しては和田のほうから御説明をさせていただければと思います。

○和田参考人 国際共立学園の和田でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

私のほうからは、学園の沿革について少しお話をさせていただければと思っております。

当校は東京都の荒川区にございます。学校の創立は1955年、昭和30年に開校して、来年2月には70年目を迎えます。70年間の沿革をお話しするのは時間の都合上、割愛させていただきますので、主だったところを沿革としてお話をさせていただきます。

当校は、昭和57年にまだ留学生が日本にあまり来ていない頃に留学生受入れ指定校になっております。それを受けて、平成元年に国費留学生の受入れを開始しています。

そして、また戻りまして昭和62年には日本初のエステティシャン養成学科、ビジネス学科を設置しております。そして、大きな学校の改革といたしまして、平成6年にまだまだ理美容学校養成施設が1年制だった頃に先んじて平成6年に2年制をスタートさせていただきました。それを踏まえて、今日まで学園を運営しております。

また、令和2年、2020年に新たな学校ということで国際共立学園高等専修学校、これは中学校卒業者を対象とした高等課程でございますが、その中に製菓衛生師・調理師科と美容師を目指す美容師科の2つの学科を設置しております。

以上が、主だった学校の沿革となります。

国際理容美容専門学校の設置学科につきまして、3ページを御覧いただければと思います。

【職業実践専門課程】は①理容科、②美容科、そして③ビューティーアーティスト科、こちらの学科はヘアメイク、ネイルとか、あとはブライダルとか、そういった特化したものを学ぶ学科でございます。そして、先ほど沿革の中にも出てきました、④ビジネス美容科と、職業実践専門課程としてはこの4つの学科を設置しております。

そして、附帯教育として【通信課程】、理容科・美容科、このいずれも修得者コースを設置しております。

次に4ページ目になりますけれども、養成課程、教科課程の定員の状況ということでございますが、それぞれ総定員、実員という形で記載してございますので、お目通しいただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

以下の課題につきましては、校長の工藤より説明いたします。

以上です。

○工藤参考人 引き続きまして、工藤のほうから説明をさせていただきます。

これ以降の説明に関しましては、基本的には資料3のヒアリング概要の項目内容に沿ってスライドも作成をしておりますので、そちらも見ながらお願いできればと思います。

まず平成29年度改正の実施状況を踏まえた課題という部分に関しましては、必修座学課目の内容の見直しというものがございました。それに関して、一部単位数が減ったということで、内容が体全体だったものが首から上に特化したというところで、多少懸念が残るといった当初のイメージはありましたけれども、その分、実習の時間が増えたということで、これは技術の幅が広がるということでプラスに考えております。

続きまして、シート6に移ります。こちらは、資料3の4ページの面接授業の単位の特例の取扱いのところ御説明がありましたのでここでは割愛をさせていただきます。これに関して、現状どうかというところで7ページを御覧いただければと思います。

現状、右上にある数字が当校の通信課程の在校生という状況でございます。従事者は300時間の人数と非従事者ですが、非従事者においては美容科のみ対象ということとなりますが、この美容科のみの非従事者の人数のうち140名は当校の非養成学科の学生でございます。したがって、一般の非従事者の学生においては26名ほどしかいないという状況でございます。

では、なぜそういう状況なのかと申しますと、面接授業は時間数が多い分、登校日数も多いということになりますので、なかなか登校することが難しいというところがございます。また、その分、教員の負担も大きいということになります。

また、サロン側としては日常的な人材不足というものがございますので、スタッフをスクーリングに参加させづらい状況が慢性的に続いているという状況です。それから、学校側としましては授業実施の教室、教員の確保、時間数の確保、そういったところがなかなか難しいのかなと感じているところがございます。

現在はほとんどが当学校内の非養成学科の在校生ということで何とか回っている部分はありますけれども、全体がこの時間になるということになりますと、なかなか厳しい状況というのが想像のつくところがございます。

続いて8ページ、「必修課目と選択課目の履修内容」ということでございますが、こちらは記載のとおり、必修課目と選択課目、特に選択課目においてはある意味、学校の中で設定が許されている部分も多くありますので、こちらを御覧いただきたいのですが、美

容で言えば美容美術、表現技術、それから3番目にビジネスマインドというものも書かせていただいております。こちらは、社会に出るに当たって社会人としてのマナーやマインド等を、講義や演習を通して学ぶ課目でございます。

9ページ目は、同様に理容科のものでございます。こちらはさほど内容としては変わっておりませんので、次に進みます。

10ページ目の「座学と実習の連携」ということでございますが、当校としては必ず例えばカットですとか、パーマとか、そういった実習がスタートする前には必ずその理論を入れるということを義務づけているところでございます、理論と実技の連動性というものは意識して重視しております。

また、その下の「学習状況等に応じた実習の段階的な進め方」についてということでございますが、こちらは入学してすぐの入学生に関して学生便覧というものを配付して、これは資料の11ページ以降にあるのですが、資料の1-1、1-2、資料2、3、4というふうに続いておりますけれども、まず、資料1-1を御覧いただきたいのですが、まず4つの指標と3つのポリシーということで学校がどういう人材を目指すのか、それからこの学科を卒業したときにはどういう人材になっているのかという育成人材像です。そして、学年ごとにどこまでどうなっていなければいけないのか。当校は2学期制でございますので、前期にはここまで、後期にはここまでと、こういったものを学生にしっかりと入学前に示すということを行っております。

1-2に関しては理容科の例でございますが、ご覧のとおり1年の前期から2年の後期までそれぞれこうなっていてほしいということを学生自身にも把握をしてもらうということに努めております

また、資料2に関してはシラバスの一部でございまして美容実習のサイドシャンプーのシラバスを参考までに掲載をさせていただいておりますが、こちらにも授業回ごとの到達目標というものも記載してございます。学生自身も今日の授業はここまでできていなければいけないんだということを自覚しながら授業を進行しているといった状況でございます。

また、資料3に関しては必修課目と選択課目がどの時期にどれくらいの何をやるのかということを図で示したものになります。こちらは後ほど実務実習の項目も出てくるかと思っております。この表でいきますと、1年次の1月と2月の間に実務実習という時間を入れてございます。ちょっと色が濃くなっている部分ですけれども、14ページです。こちらに向けてというところで、先ほど選択課目のところで御説明をしたビジネスマインドという授業科目がかなり多く入ってございます。こちらには、ビジネスパーソンについてですとか言葉遣い、来客対応ですとか電話対応、マナーとか、こういった科目を実務実習までにしっかりと勉強することで、実務実習にしっかりと繋げていく。このように、学科と実技の連動性ということも考えているということでございます。

そして15ページ、こちらはヘアケアマイスターですとか色彩学、化粧品化学、そして演習として化粧品製法、これは実際にシャンプー等、プロダクトをつくるという授業でござ

います。こういった学科と演習の連動というものにも取り組んでおります。

また、科目連携の③に関しましては、必修課目のところで運営管理というものもございまして経営等に関する勉強をしますけれども、これに関連して選択課目では造形学、それから店舗設計、そして広告・宣伝と、関連した授業を入れております。店舗設計では実際に模型を作ってどういったサロンを自分たちで作りたかという授業を行って、広告・宣伝ではそれをプレゼンする、といった座学と演習等を連携させた授業をしているところでございます。

続いて、「選択課目の全体デザインの力点」、どのような考えでデザインをしているかというところでございますが、基本的には必修課目にプラスオンできるような内容設定として、全員に選択必修課目として義務づけているという点でございます。基本的に入学前の高校生の段階では、幅広く学びたいんだというニーズが多いというのも実際でございますので、選択課目においてもそれらに対応した内容にしております。

しかし、業界は現在、特化型サロンが増えているという現状がございます。町なかを見ても髪質改善サロンとか、カラー専門店、カット専門店と、専門店化も進んでいますので、この選択課目がこういったサロンに輩出する人材育成に必ずしもつながっているかというのはなかなか難しい現状もございます。

続いて17ページに移ります。

「選択課目の課目例」、こういった課目を載せたほうがいいのかというところの問いに対してでございますが、先ほど来出ております業界の離職率を考えますと、自分自身の将来について考えるなどのキャリア教育に関わる科目があってもいいのではないかと考えております。

少しページが戻ってしまいますけれども、14ページの資料3を御覧いただきたいのですが、先ほどビジネスマインドという科目の説明をさせていただきました。その下に当校ではホームルームという括りの中ではありますが、ここにキャリア教育、就職活動という自己理解、ブランディング、キャリア・ライフプランといった自分の将来に関わる勉強をする科目として入れてございます。こういったものを今はホームルームの枠の中で実施しておりますが、これが選択課目の中にあってもいいのではないかとというのが17ページのところでございます。

続いて18ページ、「実務実習の役割の位置づけと意義」ということでございます。

当校は、長年に亘り、実務実習を実施はしております。目的としては、就職活動及び就職を意識して必ず理美容行為を実施するというのを念頭に置き、当校では、学校教育とサロン教育のグラデーション化を目指しております。下の図にあるように、従来型の部分と当校での取組というのを見ていただければ、グラデーション化の意味がお分かりいただけるのではないかと考えております。即戦力を目指すということでございます。

19ページに移ります。当校が考える理美容行為というものは以下のとおりです。最終的に実務実習中に各サロンにおいてシャンプーの実施というものを目標としております。

そして、先ほど申しあげましたグラデーション化の最終的なゴールは、20ページ目に書かせていただきましたが、就職後、入社初日にシャンプーの入客を目標とする。このような入り方ができれば理想ではないかと考えて、実務実習に取り組んでいるところでございます。

21ページに移ります。

これは令和5年度の実務実習の実施結果でございますが、実際に美容行為ができた。いわゆるシャンプーができたという数が78サロン、できなかったのが13サロンということでございます。この「×」の5サロンに関しては、サロン側への説明が足りなかった部分もありますけれども、「△」の8に関してはサロン側の原因というよりは学生側に原因があります。各サロンで設定されたシャンプーの基準をマニュアルをお借りして練習するのですが、その練習が十分不足をしていたというのが大きな原因です。したがって、サロン側が求めるレベルまで到達できなかったので入客ができなかったという意味での8という数字でございます。令和6年度においては全員が実施できるように現在、準備を進めているところでございます。

そして、22ページは「実務実習の実施の流れ」でございますが、こちらは御覧のとおり①から⑤までこういった流れで実習をしているのですけれども、実務実習としては②から⑤でございます。学年ごとで目的を明確にして実施をしておりますが、①のところは入学してすぐの時期ですので、基本的に実務実習はおおむね入学して6か月以上というところからのスタートだと記憶しておりますので、校外実習という枠組みの中で業を知るとか、現実と自分が持っているイメージとのギャップを埋めるという目的で校外実習として実施をしております。

その下は校外実習と実務実習で、実務実習の2回目と3回目の間にはサロン説明会と言って、各サロンに集まっていたの就職説明会というものもありますので、実務実習と説明会をしっかりと連動させて、ギャップのない就職先が選べるような仕組みをつくっているところでございます。

23ページになりますが、これが実務実習のフローでございます。

御案内を送ってから受入可能か否かの判断、学生へのサロン紹介等の流れは、御覧のとおりでございます。

24ページは、実務実習をやる上での実習計画になります。

24ページの資料5-1、25ページの5-2の2ページにわたって記載の内容のものをサロン側と共有しながら実務実習を行っているといった資料でございます。

26ページにおいては、実務実習をサロン側に評価をしていただく評価の基準ということで、ルーブリックの評価を導入して何がどこまでできたのか、できなかったのか、そういったものを感情を入れずにサロン側に評価していただいております。

その結果がまとまっているのが、27ページでございます。

5点満点でございますので、サロン側の評価は非常に高いのですけれども、学校評価が

2.9と低いのは提出物をなかなか出さない学生がいることで、ちょっと恥ずかしい数字になっています。

続いて28ページ、「実務実習の受け入れサロンの確保」でございます。

当学園は後援会という外郭団体を持っております。こちらは約300強の企業・サロンが集まった組織でございますので、この会に対して受入れをしていただけるかどうかという案内を出して、そこから半分以上は受入れ可ということで返事を毎回いただきます、その中で学生が自宅から学校までの間の距離で定期券の中で通えるサロンを紹介するといったことを実施しているという状況でございます。流れに関しては、先ほどの実施フローを御参照いただきたいと思います。

この下段のほうの「実務実習の上限（60時間）について」ですが、特に今のところ少ないというふうには感じておりません。年間60時間以上が必要な場合、先ほど申し上げたように校外授業という枠を使いながら実習をしているという状況ですので、現状十分であると考えます。

続いて、29ページは「校外実習」に関してです。

入学して間もなくの先ほどの校外実習を見学実習という言い方をしておりますが、こちらが大体18時間、それから芸術鑑賞ですとか、歌舞伎とか、劇団四季を見に行ったりとか、そういった時間にも12時間程度充てて、全体で30時間充てているという状況でございます。

続いて「養成段階と就職後の人材育成の連携・接続」ということで、先ほど申し上げたように外郭団体、業界の企業、サロンを中心とした後援会と、もう一つは卒業生を中心とした校友会という団体、そして保護者を中心とした育友会、この3団体を当学園は設置しているか、持っておりますので、この外郭団体と本当に密に連携をして就職後の情報とか、または在校中の状況という情報交換を密に行っているという状況でございます。こちらは写真を見ていただくと、説明会とか後援会主催の研修会ということで学生の声を届けたり、卒業生に向けたセミナーといったものも実施をしている状況でございます。

最後になりますが、「少子化の影響」をどのように受けているかということでございます。

先ほど大森委員からもあったように、学生募集活動には直接的に影響を受けているということで間違いありませんけれども、これは業界が同様に人材確保に苦勞しておりますので、学生にとってプラスになっている面と言えば、ここに書かせていただきましたが、本当に人材確保は競争ですので、その分、お給料の面とか、そういう待遇面が上がっているというのは学生にとってはメリットなのかなと感じてございます。

登校は同時授業を実施しておりませんので、説明としては以上になります。

簡単ではございますが、終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き柴入参考人から御説明のほどお願いいたします。

○柴入参考人 岩手理容美容専門学校の柴入と勝又です。どうぞよろしくお願ひいたしま

す。まず、このような機会をいただけたことに関して感謝申し上げたいと思います。

資料の2ページを御覧ください。

本校は昭和24年に理容学校として開校し、現在は理容美容専門学校として創立75年になります。今から8年前、平成28年には生徒が集まらないため閉校予定でありましたけれども、前任者から私と勝又が学校経営を引き継ぎ、現在に至っております。

閉校予定であった平成28年度は、昼間入学者1名、復学者1名のたった2名の在校生でしたが、生徒募集に注力した結果、今年度は昼間在校生が87名となり、経営を引き継ぎ、8年目にして経常収支がやっと黒字になる予定になっております。本校が岩手県花巻市に立地していることが、このように苦しい学校経営の一因であると考えられます。

3ページを御覧ください。

花巻市は岩手県県央部に位置しております。令和5年10月1日現在の岩手県人口移動報告書によると、岩手県の人口は約116万人、下の表にあるように毎年1万から2万人の人口減になっております。専門学校生徒募集のターゲットである高等学校卒業生数は、令和5年度学校基本調査によると県全体で9,604人、県庁所在地の盛岡市で3,239人、本校がある花巻市は大谷翔平、菊池雄星を輩出した花巻東高校があるにもかかわらず、わずか905人、令和5年岩手県高校生の専門学校進学率は19.3%にとどまっており、花巻市から専修学校への進学者数は187人しかおりません。

このような厳しい状況下で高等学校や理美容サロンへの訪問を繰り返し、少しずつではありますが、着実に信頼関係を築き、地域性に合った学校の特色を打ち出し、理解を得ながら生徒募集を行っております。その地域性に合った学校の特色の中で代表的なものを御紹介いたします。

5ページを御覧ください。

週5日通う通常コースに加えて、週休3日制のコースを設置しております。4 daysコースと名前をつけておりますが、1週間のうち4日間を学校で学び、土日の2日間を理美容サロンでのアルバイトを推奨しております。大都市のように時給の高い飲食店など、様々なアルバイト先を選択できないという地域性を生かしての独自コースです。安い学費とアルバイト収入が相まって、自力進学を可能にしております。さらに、理美容サロンでアルバイトを2年間経験することで就職してからの不安を解消し、離職を減らすことにも成功しております。

7ページを御覧ください。

4 daysコース、通常コース、通信課程の比較になります。週5日登校の通常コースと比較しますと総履修時間は同じですので、技術の習得速度が遅いという心配はありません。校内で行う模擬サロンワークに至っては、理美容サロンでの経験値が多いので、実習室内での動きや気配り、目配りに明らかな違いが出ております。また、国家試験合格率に差は見られません。

理美容サロンでのアルバイトか、勤務かという意味で、理美容サロン従業者である通信

課程との違いは国家資格を1年早く取得でき、免許取得後は理美容行為が可能になります。国家試験合格率は全国平均と同様に、4 days コースのほうが高い結果となっております。ちなみに、令和6年3月の4 days コースを含む美容科昼間生の合格率は100%、令和6年9月の通信生は66.7%でした。

その他の特色については11から13ページに記載しておりますが、特に岩手県は東日本大震災の被災地域でありますので、13ページにあるように多くの経済的支援を取り入れております。

16ページを御覧ください。

平成29年度改正については、修得者課程の創設、必修座学課目の内容見直し、実習時間の増加は大変よい改定であったと感じております。

ただし、通信課程の特例の見直しについては、10年後の令和9年度までに一般の制度と同基準にするとされていますが、現在2倍の面接授業をするために養成施設は教職員の負担が増え、教室の確保、カリキュラムの再編、授業料の値上げを余儀なくされ、場合によっては通信課程を廃止することもあり得ると思われま

す。通信課程入学者は授業料の値上げによる負担、面接授業に参加するために休暇を申請することによる賃金の低下が考えられます。

また、理美容サロンは慢性的な人手不足により、通信生に対して仕事を休ませて面接授業に出席させづらい状況に陥るのではないかと予想されます。

しかも、理美容サロンは通信課程の特例の見直しについて認知しておりません。現状の300時間の面接授業でさえ理美容サロンの都合で欠席し、補習授業を実施しておりますので、2倍の600時間になった場合には履修時間数の不足による補習授業が卒業までに間に合わずに免許取得が遅れたり、やむなく退学というケースも考えられると思います。我々養成施設は決定事項に従うしかありませんけれども、本校としては特例の維持を切に希望いたします。

20ページを御覧ください。

「座学と実習の連携」ですが、「学習状況に応じた実習の段階的な進め方」の事例としてバックシャンプーを説明いたします。シャンプー実習を相モデルで行うには、シャンプー後のヘアセッティングが必要になります。1年次のシャンプー実習のゴールを12月に設定し、まず6月にシャンプーとヘアセッティング、特にブロードライになりますが、座学において技術理論を学習します。技術理論を学び、モデルウィッグにて手順の練習を繰り返していきます。

ここに記載はありませんけれども、並行して香粧品化学においてシャンプー剤やコンディショナー、トリートメント剤の成分についても学習します。その後、相モデル実習に移行しますが、同時期に運営管理で接遇について学びます。運営管理の教科書では後半にある接遇ですけれども、相モデル実習に合わせて前倒しで学習しております。

7月から2か月間の相モデル実習での反復練習後、1段階目の実技チェックを行います。1段階目のチェックは、手順どおりに連続して実技が行えているかを確認します。夏休み後にはさらに相モデル実習を重ね、シャンプー技術が快感技術にまで高められているかを2学期末の実技試験でチェックします。

1年次は3月に理美容サロンでの実務実習に出ますので、自分たちが身につけたシャンプー技術がどのようにお客様に施術されているのかを見学するという流れになります。その際、お客様の髪質や頭皮に合わせたシャンプー剤の選択、お客様へのお声がけ、気配りを注意深く学んでいくことや、接客とはどのようなものなのかを理解することなど、実務実習の効果を最大にするために事前に指導しております。実務実習後は理美容サロンから報告書を提出してもらい、個別面接を行い、2年次の実習授業にフィードバックしております。

このように、実習の進度に合わせてその都度、必要な知識を座学と連携しながら学んでおります。

21ページを御覧ください。

18ページ、19ページで履修課目と時間数を提示しております。本校の選択課目は、一般教養課目は外国語のみ、専門教育課目はメイク、ネイル、エステ、カウンセリング総合技術としています。一般教養課目が少ないのは、花巻市という立地のため、一般教養を担当する講師を確保しづらいのが理由です。

一方、専門教育課目が多いのは、業界から就職後、早い時期に入客できるための即戦力が欲しいという要望が強いのが理由です。

本校は企業などと連携して職業に必要な実践的な知識や技術を身につけるための教育課程である職業実践専門課程の認可を受けており、定期的に理美容サロンや理美容団体と連携して授業課目や教育課程を編成しておりますが、その教育課程編成委員会の要望もあり、選択課目において実践的な授業を展開しております。

23ページを御覧ください。

20ページのバックシャンプーの説明で触れましたが、実務実習はふだん学んでいる技術が現場でどのように生かされているのかを理解する上で大変有益であると感じております。技術の有益性が実感できれば、校内での実習授業がいかに大切であるかが理解できます。

しかしながら、学生の技術レベルでの接客はお客様の満足を得られるほど熟練しておらず、理美容サロンで学生がお客様に対して施術する場合はお客様の了解を得る必要があり、その施術がお客様の満足につながるとは思えません。

したがって、本校での理美容サロンへの実務実習の依頼は施術準備、補助、後片づけとしており、職場体験という位置づけです。お客様への施術も許可されていますが、下働きだけでも校内での実習時間のモチベーションにつながり、効果は十分であると感じております。

同様の理由で、実務実習の上限については現状の年間60時間で十分であると考えており

ます。時間数を拡大した場合はお客様への施術も考えられますので、受入れの理美容サロン選びは今以上に慎重に行わなくてはならないと思います。理美容サロンごとにコンセプトが異なりますので、客層や提供する技術の違いが明確です。仮に時間数を拡大するのであれば、実務実習を必修として実習内容も整備し、全国統一のガイドラインを示す必要があると思います。また、長期にわたる実務実習は就職の勧誘手段にされてしまう心配もありますので、多方面から検討されることを希望します。

28ページを御覧ください。

理容科の入学人数が毎年1桁という状況ですので、同時授業を昼間生、通信生、ともに実施しております。生徒1人に必要な教室面積により、同時授業可能な最大数に制限がありますが、美容科においても定員充足率が低いことから、現状ではさらなる緩和の必要性は感じておりません。

最後に、少子化の加速に加えて大学全入時代を迎え、定員充足が難しい養成施設経営は深刻な状況にあります。しかし、私たちが担っている社会的責任を果たすために、理美容業界と連携しながら努力してまいりたいと思っております。

以上で、岩手理容美容専門学校の発表を終了します。ありがとうございました。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

では、松野委員をお願いします。

○松野委員 ○松野委員 すごく細かなところまで御説明いただき、ありがとうございました。皆さんの学校は社会的な責任を持っていると常日頃から思っています。

この前もちょっと申し上げたのですが、理容師さん、美容師さんはこれから社会にとって本当に必要な存在だと思っています。皆さんが全員、六本木とか原宿で営業されるわけではなくて、それぞれの地域でのコミュニティーをしっかりとつくっていく役割を担っているとところなんだなというふう実感しているところですし、特に理容などは今、朝ドラでも理容師さんが地域のコミュニティーの中心となっている様子など、こういう世界はいいよねというシーンをかもし出していますが、その中で幾つか質問と意見を言わせていただきたいと思います。

すみません。パルシステムの松野と申します。名乗るのが遅くなって申し訳ありません。

最初の国際共立学園さんから質問させていただきます。キャリア指導ということで、すごくいい授業をされているなと思っています。先ほどちょっと、その中でこれからどういうことをやっていきたいかということについて質問と意見をお願いさせていただきます。

キャリア指導というのは本当に大事で、先ほどのお辞めになった方たちの事情を聞くと、やはりお給料だとか、お店の雰囲気だとか、ご自身の目指す状況にないのだということでした。それはその方自身が、自分の出す目指す場所でどんどんやりたいようなお店をつかってやっていけばいいお話なんじゃないかと思います。そういう意味でキャリア教育は、

やりたいところでそうやるのかというのではなくて、こういう場所だったらどういう経営をしますかという形でやっていただけるといいかなと思います。例えば過疎の場所だったりとか、人口がすごく少ないところ、お年寄りしかいないところ、そういうところだったらどうなさいますかとか、色々なパターンをやったらどうかと思うのです。子育て期間、これは特に女性の場合とは言いたくないのですが、育児のときなどはちょっと働き方を変えたかったりすると思うのですが、そういう中でライフステージ等を交えながら、こういうときはどういうふうな運営をしていくんですかという形で、シミュレーションいただいたらどうでしょう。男性に、もしあなたが女性だったらみたいな形で問いかけるような授業とかをしていただくと、卒業されて最初のお店を辞めた後、自分で何をしようと思ったときの選択肢がすごく広がるのではないかと考えています。

既にそういうことをされていたら本当に失礼な意見で申し訳ないですが、できればそういう未来が展望できるような授業をやっていただきたいと思っています。理美容、どちらも本当に目指す人は皆さん希望を持ってなられると思いますので、一生の仕事として続けていただけるような教育をぜひお願いしたいと思っています。

岩手の理美容学校さんは本当に地域密着型でなさっているんだなということで、私も田舎が青森なのでごく身近な地名ばかり伺っていてほのぼのとしたところなのです。今はだんだん受け入れられる学生さんが増えてきたということで、本当に努力の賜物だなと伺っておりました。どのような学生さんがどこから来ているのか。もしかしたら後継者としておうちが美容院、美容院だったりしてやろうと思っている方たちなのか、どうなのかなと思ったので教えていただければと思います。

あとはお二方、両方に関わるのか、厚労省さんに聞くことなのか分からないのですが、今でも、今は専門学校に別件でいろいろ聞き取りをしているところがありまして、授業をオンラインでできたりとかという学校も結構あるのですが、そういう試みはできるのでしょうか。オンラインとかアーカイブで一部ずつ賄えるようにしているという取組をしている専門学校さん、リハビリの部分などはどんどん始まるというふうには伺っているのですが、理美容のほうでそういうことがもしできれば通信や2部のところももうちょっとやりやすくなるのではないかと考えているのですが、これは今日来てくださった参考人の皆様ではなく厚労省の皆様には質問すべきことなのかなと思いますが、そこはちょっと教えていただきたいと思っています。

理美容の現場は地域にとって居場所になりますし、さらに理美容の方たちはいろいろな働き方や事業のやり方があると思いますし、いろいろな授業をしてちゃんとお金になるような経営に向けた授業ができるような教育をしていただくと、地域と連携して一緒にやっていけるのではないかと考えています。座学はたくさんやられていますけれども、高齢者の介護とか、そういうところについての教育も厚労省かどこにお願いするのか分からないのですが、ぜひそういうことも取り入れていただくと、これからは高齢者が増えますので、介護を学んでこそ生き残っていくし、そのときに関わる皆さんが笑顔になっ

て帰れるような理美容院をつくれる人材をぜひつくっていただきたいと思います。

質問と期待を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

いろいろと御意見と御質問をいただきましたので、まず事務局に授業のオンライン活用というのは制度的に可か不可かというのがお分かりでしたら教えていただければと思います。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局の生活衛生課長でございます。

特に理美容養成施設に特化した形で私どものほうで何か限定的なことは申し上げてはございませんが、養成施設は特に専修学校であるとか、そういった形でやっていたらっしゃるところは非常に多いかと思います。基本的にそこでは対面での授業というのが主導であれば適宜オンラインを活用して、教育効果の面で問題ないということであれば、座学のところで活用いただくということになっているかと承知をしております。

ですので、なかなか実技は難しいですけれども、座学についてはそのような形での活用は可能であると考えてございます。

○芳賀委員長 そうなると、ある意味、通信課程との何か相乗りできる部分などももしかしたらあるかもしれないということでしょうか。

この点に関して、松野委員よろしいですか。

○松野委員 ありがとうございます。

オンラインと、あとはアーカイブ化というのもできるかなと思ったので、そういうものの縛りがあるかなと確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○芳賀委員長 あとは、それぞれに御意見、御質問があったと思いますけれども、よろしいですか。お願いします。

○藤原委員 美容連合会の藤原でございます。

先ほど来、大森委員、谷本委員のほうから、または養成施設側からも出ております通信課程のサロン従事者に対する面接授業の時間の特例見直しということですが、これについて全美連としてもやはり受入れサロン、通信生を受け入れているサロンとしては従業員ということで受け入れているということがありますので、何としても現場の混乱を防ぐ意味でも実施時期を含めて特段の配慮をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいということでもあります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

今のことは、取りあえず松野委員のこととは関係ないですね。

○藤原委員 このことは別ですが、美容連合会として何度も出ておりました通信課程のサロン常勤者に対する面接授業の時間の特例見直しということについて全美連としての考えを述べさせていただいたということでございます。

○芳賀委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ちょっと戻らせていただいて、まず国際理容美容専門学校のほうがキャリア教育に特にお力を入れていらっしゃるけれども、これの内容に関する御意見だったのですが、いかがでしょうか。

○工藤参考人 貴重な御意見ありがとうございます。

ぜひ男性側、女性側の立場に立ったとか、そういういろいろな視点で将来を考えられる、業界の働き方を考えられるような、そういった授業展開を今後は考えていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○芳賀委員長 それから、岩手理容美容専門学校のほうには御質問が具体的にあったと思います。生徒さんが増えてきているということなのですが、どういう方が入学されていますかという御質問だったのですが、

○勝又参考人

岩手理容美容専門学校の勝又です。よろしく申し上げます。

入学者数について、皆さんも御存じだと思いますが、岩手県は本州で一番大きい都道府県です。花巻市は岩手の県央に位置しております。入学者の7割くらいが県央地域、花巻とその近隣の地域からの学生となっております。それ以外、岩手県の北部、もしくは南部、または沿岸です。海沿いのほうは自宅から通える理美容学校が1校もありませんので、どうしても進学する際は一人暮らしが必須になります、その他秋田県、青森県、それぞれで残りの3割くらいというような感じでございます。

○芳賀委員長 属性としては、必ずしも後継者が多いとか、そういうことではなさ。そういうことですか。

○勝又参考人 逆に後継者は今、非常に少ないです。ほぼサラリーマンの御家庭からの進学かと思えます。逆に後継者の方は全体の恐らく1割前後ではないでしょうか。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ついでに私からも1つだけなんですけれども、4 daysコースというのはすごく面白いなと思ったのですが、最近の入学者の傾向として4 daysコースと総合コースというのはどれくらいの比率でしょうか。

○勝又参考人 まず、うちに入学する方たちは4 daysコースに興味を持ってくださる方は非常に多いです。入学する前にまずきちんと、サロンでアルバイトをさせていただくのはとても大変だということ、お休みも実質1日だけになりますので、その辺りをよくよく説明して、ちょっとやってみようかなという軽い気持ちの方には5日のコースをお勧めします、最終的には学年の2割くらいまでに収めるようにしています。

それは受入れサロンの問題もあり、このコースを受けてもらうには趣旨をきちんと説明して、そのサロン様も人材を育成するためのコースですということを御理解いただいた上で御協力いただかないといけないので、花巻という地域ではそこまで多数のサロン様の確保を正直できません。希望者が多いときは5割くらいいたときもありましたが、最終的には2割くらいに収まるようにしています。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょうか。御意見、御質問とかございますか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 宮崎です。

両校の実践は非常にいろいろ工夫されているということで、私のほうも勉強させていただきました。

両校に1問ずつ質問させていただきたいのですが、国際理容美容専門学校のほうでサロン側の評価の集計結果という表が27ページにあるかと思うのですが、このサロンの評価が非常に学生に対して高く、学生のほうは低い。提出物とかありますよということなんですけれども、実は本学も教員の養成とか保育士の養成とかやって、実習に行くと我々が思っている評価よりも高くつけられる。

昔は逆で、この学生はいいかなと思って低くつけられて、実務のほうは大変なんだなと思ったのですが、最近実習に出すとどこも少子化というか、受け入れたいという気持ちが学生の評価にも表れてくるので、教員のほう、学校の養成校のほうがある程度節度を持って、ここまではきちんと押さえなければというところで、学生からそこまでされなくてもいいんじゃないかと言われてつつも、教育の維持を図っている。私はその感覚が今、自分の職場ではあるのですが、その辺のところはいかがでしょうというのが国際理容美容学校さんに聞いてみたい1点です。

もう一点、岩手理容美容専門学校さんに、私も実は普通科4 daysコースというのはこういうやり方があるのかということで非常に勉強になりました。その中で、最初は単なるアルバイトかと思っていたのですが、6ページの図を見ますとサロン研修という形で位置づけている。多分この位置づけが非常によく、うまくフィードバックしてそれがまた国家試験の高い合格率につながっているのかなと私のほうで推測したのですが、このサロンで土日にやっていることと授業につなげるというのは何か工夫されているところがありましたらお聞かせいただければと思います。

その2点です。よろしくお願いします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、国際理容美容専門学校のほうから回答をお願いします。

○工藤参考人 国際理容美容専門学校の工藤でございます。御質問ありがとうございます。

この評価においては宮崎委員がおっしゃるように、以前は当校においても結構辛口な御意見が非常に多かったです。なぜそうなのかというのはいろいろ細かいアンケートとかをひも解いていきますと、人間関係がその評価に入ってしまったという部分があって、この子と合わないとかも含めてだと思っておりますが、ではこの評価から感情を排するためにはどうしたらいいかということでこのルーブリック評価で、何がどこまでできていないといけないというのを誰が見ても分かるような評価にしたところ、こういう高評価になってきたといった経緯がございますので、まだまだ学校評価の部分が低いというのは改善の余

地があるのですけれども、以前の評価の方法よりも現在のほうがよくなってきているなどという実感はございます。ありがとうございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、岩手理容美容専門学校から回答をお願いします。

○勝又参考人

先ほどの4 daysコースについてですが、表記はアルバイト研修という表記ですが、実際に学校の中の履修には含んでおりません、あくまでもアルバイトという形なのですが、まずは学生たちへの意識づけです。そういう意味で、普通のアルバイトではないよ、要はあなたの方がしっかりとサロンで半分社会人くらいの気持ちでやってもらわないといけないコースだということでそういう表記にしております。履修としては、カウントは一切入っておりません。

○宮崎委員 では、その動機づけのところがしっかりやっているというところが高い効果を生んでいるということですか。

○勝又参考人 そうですね。国家試験の合格率について4 daysコース通常コースでは全く差が出ていません。

ただし、4 daysコースで働いている学生たちが就職後、学校に来たときの話を聞くと、在学中は大変だったけれどもやってよかったという声は多くなっております。

○宮崎委員 ありがとうございます。

○芳賀委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、内藤委員をお願いします。

○内藤委員 北里大学の内藤です。よろしくをお願いします。

2校とも詳しく説明していただき、ありがとうございます。よく分かりました。

両校ともすごく工夫されて授業をされているということがよく分かりました。特に国際理容美容専門学校様なのですけれども、うちもそうなのですが、比較的近いスパンでここまでできるということを提示することが一生懸命勉強していくためには必要で、それが示されているということはとてもやる気にもつながっているのではないかと思いました。すみません。最初に感想を述べさせていただきました。

それで、質問なのですけれども、少子高齢化社会になって学生さんを集めるのが難しいということなのですが、逆に高齢化社会になってきて今度はお客様になる方たちが高齢者が多くなってくると思います。その点について、例えば授業の中でどのようなことを教えていらっしゃるかとかありましたら教えてください。お願いします。

○芳賀委員長 それでは、また順番にお願いできますか。

○工藤参考人 国際理容美容の工藤でございます。御質問ありがとうございます。

コロナ前にちょっと遡ってしまうのですけれども、近隣の老人ホームに足を運んだりして、そこで美容行為はできませんのでハンドマッサージとか、ネイルのケアとか、そうい

うところで会話をしながら、美容系の技術ボランティアを通し実感をするという授業は行っておりましてけれども、コロナを境に先方からも入所者様への配慮から、外部からの来訪を控える動きがあり、今は実施できていない状況でございますが、今後落ち着いてきたらそういった活動も再開できればと考えておりますので、そういう活動を通して現状を知ってもらえるということもあるのかなとは考えております。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

では、続けてお願いします。

○勝又参考人 私どもでは特に授業で、福祉系のものということは実際やっていません。国際理美さんとちょっとかぶりますが、コロナ前、高齢者施設にボランティア等で訪問させていただいて施術をさせていただくことはありましたが、コロナを機になかなかできなくなっているのが現状です。

ただ、今後、世の中の状況を考えたときに福祉美容、福祉理容についても、学生が学べる選択肢の一つに入れていかなければいけないとは思っております。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

たくさんの御質問、御意見ありがとうございます。まだまだあるかもしれないのですが、予定していた時間を大分過ぎておりますし、今日は早く退庁しなければいけない日だというアナウンスもさっきありましたので、今回の意見聴取に対するQ&Aは以上とさせていただきますと思います。

本日は和田参考人、工藤参考人、柴入参考人、勝又参考人におかれましては、大変お忙しいところを本委員会に御出席いただきましてどうもありがとうございました。

○大森委員 最後にちょっといいですか。

○芳賀委員長 はい。

○大森委員 今年も大変お世話になりました。いろいろと議論いただいたと思いますが、最初に私は申し上げましたけれども、理美容の在り方ですね。理容業界の問題点について、今ヒアリングを行っているんです。

あのときにもお話をしましたけれども、タクシーのライドシェアのような方向にならないように、隣町までカットに行ったり顔そりに行ったりするようなことが迫ってきておりますので、そのようなことにならないように、私どもはどうしていったらいいのかということをお聞きしたいのですが、皆さんのそれぞれ意見はあるでしょうけれども、今度の会議にはそれぞれ検討してもらって、理美容の在り方について業界のほうの議論をいただけるような時間があればぜひ加えてください。ぜひお願いいたします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局においては本日の意見聴取の内容や議論等を踏まえて、次回の専門員委員会において今後の方向性について具体的な議論ができるように資料を準備させていただきますようお願いいたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえまして、次回以降の議事について調整させていただければと思います。本日の議事は以上となります。

なお、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、御確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくをお願いします。

次回の開催日程につきましては、追って事務局から御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を終了いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。